

岩手県医療局管理規程第2号

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程

医療局医師奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(貸付金額) 第5条 [略] <u>2</u> 申請者は、その生計の事情その他の理由により、 <u>前項</u> の額以上又は以下の額を借り受けようとするときは、希望月額にその理由を付して申請しなければならない。	(貸付金額) 第5条 [略] <u>2</u> <u>条例第4条ただし書の特別の事情は、前項第2号又は第3号に該当する者が局長が指定する診療科を専攻することとし、同条ただし書の規定に基づき局長が定める奨学資金の貸付金額は、月額400,000円とする。</u> <u>3</u> 申請者は、その生計の事情その他の理由により、 <u>第1項</u> の額以上又は以下の額を借り受けようとするときは、希望月額にその理由を付して申請しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日前にこの規程による改正前の医療局医師奨学資金貸付規程第5条第1項第2号又は第3号に該当し貸付けを受けている者に対する奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。